

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

技能労働職給料表

職務の等級 号 給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	円	円	円	円	円
1	20,800	16,200	13,200	8,400	7,600
2	22,200	17,300	14,200	8,600	8,000
3	23,600	18,400	15,200	8,800	8,400
4	25,000	19,600	16,200	9,100	8,800
5	26,400	20,800	17,200	9,500	9,100
6	27,800	22,000	18,300	9,900	9,500
7	29,200	23,200	19,400	10,300	9,900
8	30,600	24,400	20,500	10,700	10,300
9	32,000	25,600	21,600	11,400	10,700
10	33,400	26,800	22,700	12,300	11,400
11	34,800	28,000	23,800	13,200	12,300
12	36,100	29,300	24,900	14,100	13,200
13	37,200	30,300	25,900	15,000	14,100
14	38,100	31,300	26,800	16,200	15,000
15	39,000	32,100	27,500	17,200	15,900
16	39,700	32,900	28,200	18,300	16,800
17	40,400	33,600	28,800	19,400	17,700
18	41,100	34,300	29,400	20,500	18,300
19	41,800	35,000		21,600	18,900
20				22,700	19,500
21				23,800	20,000
22				24,900	20,500
23				26,800	
24				28,000	
25				29,000	
26				29,800	
27				30,600	
28				31,300	
29				32,000	
30				32,700	

別表第三中

初 任 給
八、一〇〇円
七、四〇〇円
六、六〇〇円

を

初 任 給
九、一〇〇円
八、四〇〇円
七、六〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

2 昭和三十六年十月一日(以下「切替日」という。)

3 前項に規定するものは、給料の切替えに伴う取り扱いに関しては、職員の給与に関する条例(昭和三十六年二月鳥取県条例第三号(以下「給与条例」という。))の適用を受けるもの例による。

4 改正前の規則の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替え及び切替えに伴う措置)

5 切替日から施行日の属する月の末日までの期間に係る改正後の規定により職員に支払われるべき給与と前項に規定するまでに支払われた給与との差額は、給与

規則(以下「規則」という。)の規定により四等級二十二号給であつたものの切替日から一号給上位の号給に昇給するまでの間における給料月額は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、三五、六〇〇円とする。

項に規定する者に支給される者の例により支給する。